地方独立行政法人安来市立病院中期目標

前文

安来市立病院（以下「市立病院」という。）は、昭和３０年に安来市（旧広瀬町）が設立し、公立病院として開院以来、「人を大切に、よい医療・やさしいケア・安心を提供できる病院を目指す」を基本理念に掲げ、地域住民の健康の維持・増進に貢献してきた。

市立病院は、中山間地域を含む松江医療圏の南端に位置しており、安来市及びその周辺地域にとって欠くことのできない医療機関としての役割を担っている。現在、一般病床８４床、療養病床４０床の計１２４床を有し、救急告示病院・地域医療拠点病院・在宅療養支援病院として、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで切れ目のない医療を提供している。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の急速な進行、慢性的な医師不足、施設・設備の老朽化、新型コロナウイルス感染症拡大後の経営環境の変化など、病院を取り巻く課題は山積している。また、松江医療圏においては高度急性期・急性期病床が過剰である一方で回復期・慢性期病床が不足しており、市立病院が果たすべき役割の転換が求められている。

こうした状況のもと、市立病院は、令和５年度に策定した「安来市立病院経営強化プラン」に基づき経営改善に取り組んできたが、持続可能な地域医療提供体制を確保し、将来にわたって地域に必要な医療を提供し続けるためには、より迅速かつ柔軟な経営判断が可能な体制への移行が不可欠と判断した。そのため、地方独立行政法人安来市立病院（以下「法人」という。）として新たな一歩を踏み出すこととし、法人設立に向け、令和８年６月の安来市議会定例会議において、地方独立行政法人安来市立病院定款の議決を得た。

市立病院がこれまで掲げてきた基本理念を踏まえ、地域住民に安全安心で質の高い医療を提供し、地域の医療機関等との連携のもと、地域に密着した病院として住民の健康の維持及び増進に寄与すること、並びに患者及び地域の期待に応えていくことを目指し、ここに業務運営に関する中期目標を定める。

第１　中期目標の期間

法人設立の日から令和１３年３月３１日までとする。

第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　地域の特性に配慮した医療の提供

（１）地域医療構想及び保健医療計画を踏まえた医療の提供

島根県地域医療構想及び島根県保健医療計画との整合性を図ること。松江医療圏における高度急性期・急性期病床が過剰であり、回復期・慢性期病床が不足している現状を踏まえ、地域の医療需要の変化に対応した病床機能への転換を進めること。

（２）総合診療・在宅医療の強化

高齢者人口の増加に対応するため、プライマリケアによる総合的な外来診療体制を充実させること。また、住み慣れた地域で療養できるよう、訪問診

療・訪問看護・訪問リハビリテーション等の在宅医療提供体制を強化すること。

（３）回復期機能の強化

松江市・米子市等の高度急性期・急性期病院との連携を強化し、急性期を脱した患者を積極的に受け入れ、在宅復帰に向けた支援を行うこと。地域包括ケア病床を有効活用し、高次病院の後方支援機能を強化すること。

（４）急性期機能の見直し

医師数・看護師数の状況を踏まえながら、今後増加が見込まれる高齢者救急を中心とした救急患者の受け入れ等、地域住民に最も近い地域急性期医療を担い、地域住民の救急医療ニーズに応えること。軽症から中等症の救急患者は原則として受け入れ、重症患者については、高次病院及び消防署と適切な連携体制を構築し、救急搬送困難事案の発生のないよう対応すること。

また、地域での医療機関機能や役割分担を踏まえ、必要な一定程度の手術や処置に対応する急性期医療を確保・提供する体制を維持すること。

（５）慢性期機能・緩和ケアの充実

医療区分の高い患者（神経難病、人工透析、人工呼吸器使用等）を中心に療養病棟での入院医療を継続すること。また、がんのターミナルケア等、終末期医療を担い、患者・家族のＱＯＬの向上に努めること。

（６）新興感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の経験を踏まえ、新興感染症の発生・まん延時においても医療を継続して提供できる体制を整備すること。また、島根県の要請に適切かつ迅速に対応すること。

（７）災害医療への対応

引き続き災害協力病院として、災害発生時においても、地域住民に必要な医療を継続して提供できるよう、災害時の診療体制並びに市及び関係機関との連携体制を整備すること。また、災害拠点病院等との役割分担を踏まえ、平時から訓練や備蓄等に取り組み、地域における災害医療体制の一翼を担うこと。

２　医療の質の向上

（１）医療従事者の確保

医師・看護師及び医療技術職員が能力を十分に発揮できるよう、スキルアップ支援やワーク・ライフ・バランスを考慮した勤務環境の充実を図り、職員の確保及び定着に努めること。

①医師の確保

地方独立行政法人としての柔軟な給与・人事制度を整備、活用し、大学医局等との連携強化や公募を組み合わせた多様な手法による常勤医師の確保・定着を図ること。特に、総合診療医の育成に注力すること。

②看護師及び医療技術職員の確保

ＳＮＳやホームページを活用した積極的な採用活動を推進するとともに、教育研修やキャリア形成支援の充実により、看護師及び医療技術職員の確保・定着を図ること。

（２）地域医療連携の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、松江医療圏内はもとより隣接する鳥取県西部の医療機関との機能分担と連携強化を図ること。また、か

かりつけ医機能を担う診療所等との紹介・逆紹介や介護事業所等からの急性増悪患者の受入れなどを積極的に推進すること。

３　患者・家族から信頼される病院に向けた取組の推進

（１）患者中心の医療の提供

患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分にあった治療法を選択できるよう、インフォームド・コンセントを徹底すること。

（２）患者サービスの向上

外来診療の待ち時間短縮、施設のアメニティ向上、職員の接遇改善に継続的に取り組むこと。地域住民・患者への情報発信を積極的に行い、病院の認知度・信頼度向上を図ること。

４　医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底

医療安全・感染防止に係る情報の収集・分析を行い、医療事故及び院内感染防止の対策を確実に実施すること。全職員の医療安全・感染防止に対する知識向上に努めること。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

１　地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

地方独立行政法人制度の特長（自律性・機動性・透明性）を最大限に発揮した病院運営を行うこと。理事長の責任の下、理事会を中心とした迅速な意思決定体制を確立し、計画の着実な達成に向けた経営管理を行うこと。

２　効率的かつ効果的な業務運営

（１）適切かつ弾力的な人員配置

地方独立行政法人として柔軟な人事管理制度や多様な雇用形態を整備し、医師をはじめとする職員を適切に配置することで効果的な医療提供及び効率的な業務運営に努めること。

（２）職員の職務能力の向上

医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得を含めた教育研修システムを整備すること。事務部門においても、病院経営に精通した職員を確保・育成すること。

（３）意欲を引き出す制度構築と人材育成

地方独立行政法人法第５７条第１項に基づき、職員の意欲と能力を引き出す公正で客観的な制度を構築し、人材育成を図ること。

（４）働きやすい職場環境の整備

職員にとって働きやすく働き甲斐のある職場環境を整備すること。ワーク・ライフ・バランスの推進及び働き方改革に対応すること。

（５）デジタル化の推進

①ＤＸ化の推進

遠隔診療システムや医療機関、介護事業所間の連携強化に資するシステム等の導入により、患者、医療従事者の負担軽減と業務効率の向上につながるＤＸ化の推進を図ること。

②情報セキュリティ対策の徹底

医療情報の取扱いについて、安来市で定める「安来市情報セキュリティポリシー」に準ずる内容を定め、対策の徹底を図ること。

第４　財務内容の改善に関する事項

１　収入の確保

地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により、病床稼働率及び高度医療機器の稼働率向上を図り収入を確保すること。診療報酬の請求漏れや減点、個人負担金の未納を防止するための対策を行うこと。

２　費用の削減

後発医薬品の採用促進を図るとともに、医薬品及び診療材料等の購入方法の見直し及び業務委託の推進等、事業運営に係る支出を点検し節減に努めること。

３　経営基盤の確立

地方独立行政法人の経営原則である独立採算性を確立し、中期計画期間内において経常収支比率１００％の達成を目指すこと。あわせて、恒常的な借入に依存しない安定的な経営を維持すること。

４　運営費負担金のあり方

不採算医療など政策医療の分野に係る経費については、地方独立行政法人法第８５条第１項の規定に基づき、設立団体が負担するため、適切に計上すること。

第５　その他業務運営に関する重要事項

１　中期計画における数値目標の設定

本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定し、状況把握に努め、適切な改善に努めること。

２　医療機器・施設整備に関する事項

医療機器・施設の整備については、費用対効果、地域の医療需要、他機関との機能分担及び医療技術の進展などを総合的に判断して実施すること。特に高額医療機器の更新及び施設整備については、中長期的な投資計画を作成の上、老朽化への対応を計画的に進めること。